

医療費控除を受ける際は 「医療費控除の明細書」の添付が必要!

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の添付または提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となっています。医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く）について後日、提出または提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間は、自宅等で保管してください。

なお、平成28年分以前の確定申告をする場合は、医療費等の領収書の添付または提示が必要となります。

配偶者控除および配偶者特別控除の 適用要件が改正されました!

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が76万円未満から123万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

便利 いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォンからe-Taxで申告するためには、事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード（ID・パスワード方式に対応したもの）」が必要となります。

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要!

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となりました。

なお、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告する本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

また、自宅等からe-Taxで確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますので、是非、e-Taxをご利用ください。

≪本人確認書類の例≫

例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例2：通知カードの写し＋運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

土地・建物を売却した人／財産をもらった人／譲渡所得・贈与税の申告をする人

詳しくは、[熊本国税局ホームページ](#) [検索](#) 必要事項をまとめたチェックシートを掲載しています。

●申告会場は大変混雑しますので、申告書は国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる提出（送信）が便利です。また、書面で出力し、郵送等で提出することもできますので、ぜひご利用ください。

●「火の国ハイツ」において申告相談会場等を開催する期間は、熊本東税務署で確定申告相談を行っておりますのでご注意ください。

償却資産（固定資産税）は毎年申告しましょう!

償却資産は、個人や法人などの事業主に課税される固定資産税です。課税の対象となるのは、事業（農業や営業など）のために用いる機械や器具、備品など（事業用資産）です。

平成30年度分の申告書は11月下旬に送付しています。申告が必要な事業主で、役場から申告書が届かなかった場合は、税務課課税係までご連絡ください。

▼対象資産例

業 種	細 目（主なもの）
1. 共 通	看板等（広告塔）、アスファルト舗装、パソコン、コピー機、金庫、エアコン、テレビ、LAN設備、内装造作など
2. アパート経営	駐車場舗装、外構工事、駐輪場、外灯、看板、植栽工事など
3. 飲 料 店	テーブル、椅子、レジスター、冷蔵庫、厨房用品など
4. 小 売 店	陳列ケース、自動販売機、レジスター、冷蔵庫など
5. 医 院	レントゲン機器、消毒殺菌用機器、歯科診察ユニット、カメラ、手術機器、その他医療機器など
6. 農 業	管理機、ビニールハウス、播種機、草刈機、選別機、保冷器など



税務署が開設する平成30年分申告相談会場等のご案内

熊本地震により被害を受けた人の 申告書作成について

右記の開設期間のうち、平成31年2月4日頃から2月15日頃までの期間は、熊本地震により被害を受けた人で「雑損控除」や「災害減免法」により、所得税等の軽減または免除を受けられる人の申告書事前作成会を行っています。申告書事前作成会に必要な書類については最寄りの税務署（東税務署）へお問い合わせください。



【必要書類】

地震等により被害を受けた人で平成30年分の確定申告で雑損控除を受ける場合の申告相談にあたっては、次の書類が必要になりますので、準備ください。

申告書事前作成会に必要な書類	
①	源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 事業所得や不動産所得などがある人は、青色申告決算書または収支内訳書を作成してお待ちください。
②	本人確認書類 例1)マイナンバー 例2)通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険証など
③	平成29年分所得税等の確定申告書の控え
④	被災した住宅・家財等の損失額の計算書等の控え（雑損控除計算書“H28年分”）
※新規または追加で雑損控除を受ける人は⑤～⑩の書類も必要になります。	
⑤	被害を受けた住宅・家財・車両の取得時期、取得価格のわかるもの（建物の売買契約書、登記簿謄本）
⑥	被害を受けた資産に対する修繕費、取壊し費用、除去費用などがわかるもの（領収書、請求書など）
⑦	被害を受けた資産について、保険金や補助金などを受け取った場合、その金額がわかるもの（領収書、請求書など）
⑧	家屋・土地の所有者がわかるもの（登記簿謄本）
⑨	り災証明書（コピーも可）
⑩	生計を一にする親族に所得金額が38万円超の人がいる場合には、その人の平成29年分の所得金額がわかる書類（申告書の控え、収支内訳書・青色申告決算書の控え、源泉徴収票など）

【税務署が開設する申告相談会場】

■開設場所 火の国ハイツ(熊本市東区石原2丁目2-28)
(下の地図参照)

■開設期間

①震災で被害を受けた人を対象とする
申告書事前作成会

平成31年2月4日月～2月15日金まで

(※土、日祝日を除く)

②所得税・贈与税等の確定申告相談

平成31年2月18日月～3月15日金まで

(土、日を除く。ただし、2月24日曜、3月3日曜に限り開設します)

※開設期間前は、申告相談会場を設けておりませんので、開設期間にお越しください。

■受付時間 9時～16時まで

【税理士会による確定申告無料相談会場】

■開設場所 火の国ハイツ(熊本市東区石原2丁目2-28)
(下の地図参照)

■開設期間 **平成31年2月12日火～2月15日金まで**

■受付時間 9時～16時まで

【電話による相談会場】

熊本東税務署 ☎369-5566 (※自動音声案内) 確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。

■開設期間 **平成31年1月16日水～3月15日金まで**

■受付時間 9時～16時まで

●駐車場には限りがあり、混雑が予想されます。
なるべく公共交通機関をご利用ください。

